

八代浄水場運転管理等業務委託

要求水準書

令和2年10月

上天草・宇城水道企業団

第1. 事業概要

「八代浄水場運転管理等業務委託」（以下「本委託」という。）について、運転管理における民間の創意工夫及びノウハウの活用を期待し、受託者に本質的に求めている事項である。

1 委託の目的

本委託は、一般仕様書並びに特記仕様書の業務の内容及び業務対象施設に明記する上天草・宇城水道企業団（以下、「企業団」という。）が所有する各施設（以下、これらを総称して「各施設」という。）に関し、これら施設の基本性能を発揮させ、その安全性及び安定性を確保しつつ、効率的かつ総合的、一体的に運転管理することを目的とするものである。

2 委託期間

本委託の委託期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、受託者を決定した日から令和3年3月31日までの期間は、業務引継ぎ及び研修期間として、事務引継ぎ・研修業務を行うものとする。業務引継ぎ・研修期間内におけるスケジュール、運転管理方法等の詳細については、企業団と受託者双方で協議を行う。

また、業務引継ぎ・研修期間内に要する費用については全て受託者の負担とする。

3 委託の範囲

受託者が実施する業務範囲は、一般仕様書並びに特記仕様書のとおりとする。

第2. 受託者の責任及び義務

- 1 受託者は、第3. に示す要求水準を満たすよう各施設の運転管理を行わなければならない。
- 2 受託者は、契約開始時に確認した各施設及び設備の機能の保持に努め、過度な劣化が生じないように適性に運転及び管理を行わなければならない。
- 3 受託者は、施設・設備の長寿命化を図るような操作・点検を行わなければならない。
- 4 受託者は、事業を円滑に遂行する為に、各施設の運転に関して必要な運転教育を行わなければならない。なお、運転教育の受講に係る費用等は全て受託者の負担とする。
- 5 受託者は、事業期間中、「水道法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守しなければならない。
- 6 企業団が、受託者の運転や設備の点検等を含む業務全般に対する立ち入り検査を行う時や、施設・設備の増設、改築等を行う時は、受託者は、その監査、検査、工事等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出しなければならない。
- 7 災害その他不測の事態により、施設・設備への被害が生じた場合には、受託者は、

企業団に全面的に協力しなければならない。

- 8 受託者は、見学者への説明、案内に協力するとともに、見学者の安全確保に努めなければならない。
- 9 受託者は、施設内外の清掃や整理整頓を行うとともに、地域貢献に努めなければならない。
- 10 受託者は、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取り組みを推進すること。
- 11 受託者は、点検、その他業務により、各施設及び設備の状況を把握し、施設機能及び性能の劣化が見られる箇所については、図面や写真、記録等を使用して、場所や内容が分かる報告書を監督職員に提出しなければならない。
- 12 受託者は、業務内容の不備により監督職員から指摘を受けた場合には、速やかに手直し等を行わなければならない。
- 13 受託者は、施設の管理運営に当たっては、地元からの雇用促進に配慮するとともに、必要となる資材等を調達する場合は極力地元より調達すること。

第3. 要求水準

要求水準項目は、以下のとおりとする。

- 1 受託者は、表-1に定めるろ過水濁度基準を満たすことを目標に浄水場の運転管理を行うものとする。遵守基準を超過する場合、若しくは超過するおそれがある場合には、監督職員に至急報告を行い、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、表-2に定める残留塩素管理目標値を満たすことを目標に各施設の運転管理を行うものとする。
- 3 受託者は、表-3に定める責任水量を目標とし、各配水池に送水するよう努めなければならない。但し、企業団から水量変更の指示がある場合には、この限りではない。

表-1 ろ過水濁度基準 単位：mg/l

項目	遵守基準	目標基準	備考
ろ過濁度	0.1未満	極力0に近づけること	

表-2 残留塩素管理目標値 単位：mg/l

場所	管理目標値	備考
浄水池	0.40	
小川町配水池	0.35	
豊野町配水池	0.35	
松橋町配水池	0.35	
宇土市配水池	0.35	

大矢野町配水池	0.35	
姫戸町配水池	0.35	
龍ヶ岳町配水池	0.35	
倉岳町配水池	0.35	

表-3 各配水池責任水量 単位：m³/日

場 所	責任水量	誤差許容範囲	備 考
小川町配水池	3,650	+2%以下	
豊野町配水池	500	+2%以下	
松橋町配水池	5,950	+2%以下	
宇土市配水池	4,000	+2%以下	
大矢野町配水池	3,000	+2%以下	
姫戸町配水池	1,000	+2%以下	
龍ヶ岳町配水池	2,050	+2%以下	
倉岳町配水池	900	+2%以下	

第4. 施設の運転管理及びその関連業務

1 運転管理業務

① 運転管理の水準

ア 受託者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。

イ 受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろんのこと、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けること。

② 水量・水質等の把握

受託者は、原水の量及び水質に応じた浄水処理を行い、その処理水が常に要求水準を満足するように浄水工程の水質を把握すること。

③ 巡視点検等

受託者は、各施設の運転状況の確認及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、特記仕様書に定める点検を実施するものとし、運転状況及び設備の状況等に応じて臨時の点検を実施すること。

巡視点検に当たっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。

④ 文書の管理

浄水場等では、運転管理、維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管しており、これらの文書のき損・滅失がないよう、受託者は適切に保管すること。

また、監督職員の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。

⑤ 備品類の管理

各施設の管理を行うために必要となる備品類は、受託者にて適切に管理すること。

⑥ 環境衛生管理

受託者は、本委託の実施に当たって、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。

⑦ データの記録と報告

受託者は、運転管理に係るデータを記録し、適切に管理すること。

データの項目、記録の方法等については、事業開始に先立つ計画書の中に明示し、監督職員と協議の上決定するものとする。

2 管理業務

① 保守管理の水準

受託者は、委託期間終了時、委託範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態で委託者に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行うこと。

② 機械、電気、計装設備保守管理

機械、電気、計装設備は、何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させるような事態が生じることもあるため、受託者は、設備の構造や特性はもとより、各施設のシステム全体を熟知し、日常の点検を行うこと。

③ 水槽等の管理及び清掃等

受託者は、浄水処理施設等に設置されている水槽等について、その機能に支障がないように定期的に点検し、必要に応じて清掃を実施すること。

3 水質検査業務

① 受託者は、別紙－1に示すとおり水質検査を行い、浄水処理に活用すること。

② 受託者は、水質異常時等には、適切な水質管理を行う上で必要な水質検査及び調査を行うものとする。

③ 受託者は、水質検査結果のデータを記録し、報告すること。データの項目、記録の方法等については、事業開始に先立つ計画書の中に明示し、監督職員と協議の上決定するものとする。

4 各施設の清掃等業務

各施設は、必要に応じて随時、簡易な清掃及び除草等を実施すること。

5 軽微な修繕業務

- ① 受託者は、各施設で発生する軽微な修繕を確実にを行い、機能等の低下を防止するとともに、予定外の設備でも適切な判断のもと簡易な修繕を行い、設備の長寿命化を図ること。
- ② 受託者は、突発的に生じた設備等の故障、不良、破損などについては、暫定措置を講じるとともに、監督職員に速やかに報告しなければならない。

6 脱水汚泥の搬出業務

排出事業者は企業団であるが、受託者は汚泥脱水業務と並行して、企業団が指定する処理業者に引取依頼を行い、汚泥排出時の立会及びマニフェストの交付を行うこと。

7 その他の業務

- ① 緊急時（風水害、地震、落雷、水質異常原水の流入等）における企業団への協力業務
- ② その他業務対象施設の保全に必要な事項

水質検査業務要領

通常時の水質検査業務の対象項目と検体種別は次のとおりとする。なお、水質異常時等については、必要に応じて頻度及び検体数を増やして対応すること。

検体種別 項目	原水	混和水	沈殿池	中間混和池	ろ過水	浄水
塩素要求量	1回/週					
水温	1回/日	1回/日			1回/日	1回/日
濁度	1回/日	1回/日	1回/日		1回/日	1回/日
色度	1回/日	1回/日	1回/日		1回/日	1回/日
pH	1回/日	1回/日			1回/日	1回/日
アンモニア	1回/日					
アルカリ度	1回/日					1回/日
電気伝導度	1回/日	1回/日			1回/日	1回/日
臭気	1回/日				1回/日	1回/日
残留塩素		1回/h	必要に応じ	必要に応じ	1回/日	1回/h
味						1回/日